

水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」及び「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
 - ・ これら以外のものを「水質 C」とする。

| 項目区分 | | ふん便性大腸菌群数 | 油膜の有無 | COD | 透明度 |
|------|-------|---------------------------|--------------|----------------------------|-------------------|
| 適 | 水質 AA | 不 検 出 (検出下限 2 個/100mL) | 油膜が認められない | 2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下) | 全透 (1m 以上) |
| | 水質 A | 100 個/100mL 以下 | 油膜が認められない | 2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下) | 全透 (1m 以上) |
| 可 | 水質 B | 400 個/100mL 以下 | 常時は油膜が認められない | 5mg/L 以下 | 1m 未満 ～50cm 以上 |
| | 水質 C | 1,000 個/100ml 以下 | 常時は油膜が認められない | 8mg/L 以下 | 1m 未満 ～50cm 以上 |
| 不適 | | 1,000 個/100ml を超えるもの | 常時油膜が認められる | 8mg/L 超 | 50cm 未満* |
| 測定方法 | | 付表 1 の第 1 に定める方法 | 目視による観察 | 日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法 | 付表 2 に定める方法 |

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質 C と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。